

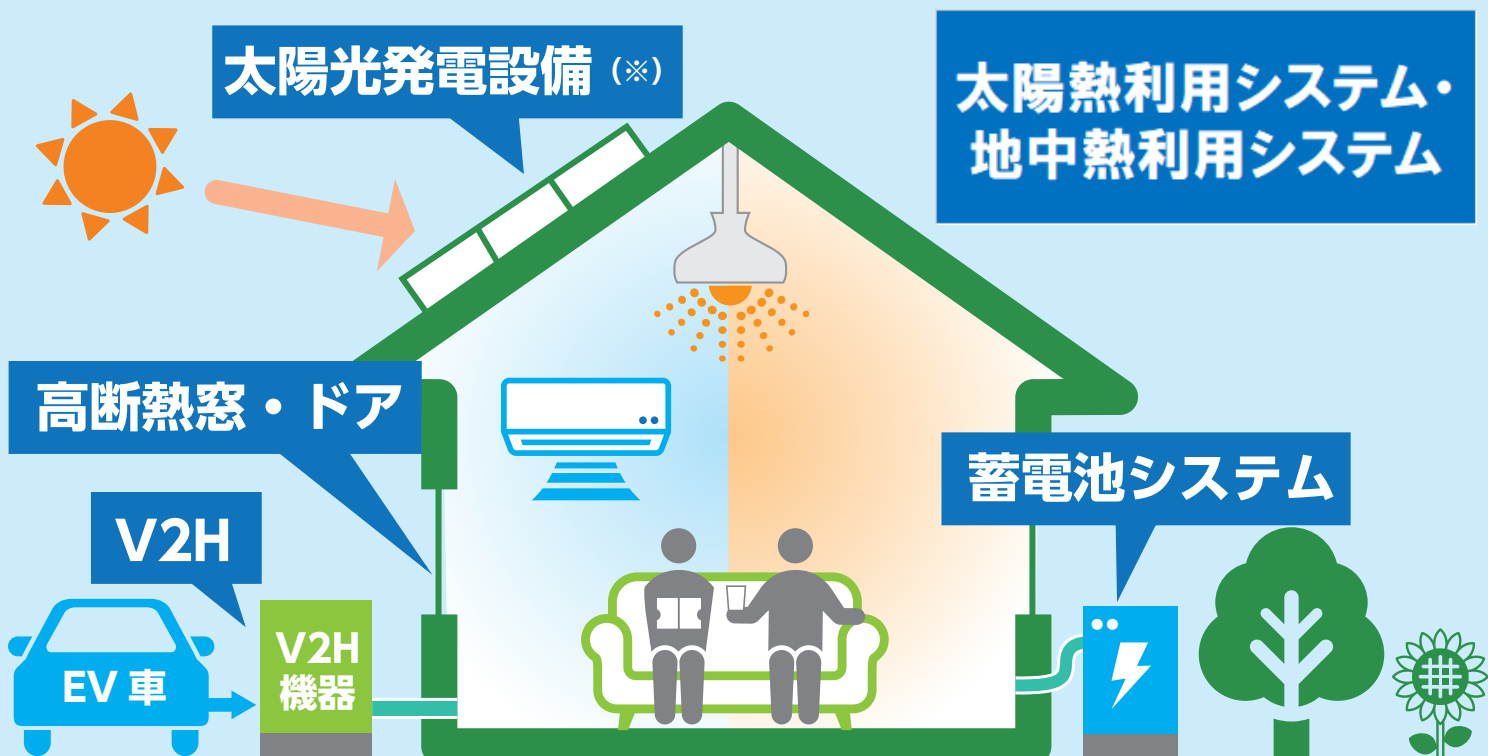
断熱改修・蓄電池 ・太陽光発電設備等 に対する補助を行います

(※)



災害にも強く健康にも資する
断熱・太陽光住宅普及拡大事業

※ 太陽光発電設備は、断熱改修、蓄電池又はV2H、エコキュート等のいずれかを設置した場合に補助



申請受付期間: 令和7年3月31日(金) 必着 (予算がなくなり次第終了)

詳細は裏面をご覧ください

公益財団法人 東京都環境公社

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)



補助項目概要

<補助率・上限額等>

項目		補助率等	補助額・補助上限額	
①	高断熱窓への改修	1/3	100万円/戸	
②	高断熱ドアへの改修	1/3	16万円/戸	
③	蓄電池システムの設置	3/4	[太陽光4kW以上と蓄電池設置の場合] 一住戸あたり、次の①②のうちいずれか小さい額（最大 1,500 万円） ① 蓄電池容量 15 万円/kWh（※） ② 太陽光発電設備容量 30 万円/kW [太陽光4kW未満と蓄電池設置又は蓄電池のみを設置の場合] 15 万円/kWh（※）、最大 120 万円/戸 （※ただし、蓄電池容量が5kWh未満の場合は19万円/kWhとし、5kWh以上6.34kWh未満の場合は、一律95万円とする。）	
			④	V2Hの設置
⑤	太陽熱利用システム	設置 更新（補助熱源機）	1/2 1/2	55万円/戸 10万円/台
	地中熱利用システム	設置 更新（ヒートポンプエアコン）	3/5 1/2	180万円/台 27.5万円/台
⑥	太陽光発電設備	設置（※1）	新築住宅 既存住宅	[3kW以下の場合] 12万円/kW（上限36万円） [3kWを超える場合] 10万円/kW（50kW未満） [ただし3kWを超え3.6kW未満の場合] 一律36万円 [3kW以下の場合] 15万円/kW（上限45万円） [3kWを超える場合] 12万円/kW（50kW未満） [ただし3kWを超え3.75kW未満の場合] 一律45万円
		[集合住宅への上乗せ補助] 防水工事・架台設置（※2）	10/10	[防水工事] 18万円/kW [架台設置] 20万円/kW
⑦		更新（パワーコンディショナ機器）	1/2	10万円/台

※1 ①～④のいずれか又はエコキュート等（エコキュート、ハイブリット給湯器）を同時設置、もしくは、①・③・④のいずれか又はエコキュート等を設置済みの場合に補助

※2 陸屋根の集合住宅（防水工事の場合は、陸屋根の既存集合住宅）へ太陽光発電設備を設置する場合に上乗せ補助

拡充 : 令和5年1月31日
受付分より適用

⑧ 賃貸住宅向け断熱改修

- ・募集枠 SRC造・RC造：30戸、木造・鉄骨造・その他：30戸（1申請者6戸を上限）
- ・募集要件 ①不動産広告には法令等に従い、改修内容を適切に掲載すること ②光熱費、導入後の効果（健康・快適性等）の報告に協力すること
- ・助成対象者 賃貸住宅入居者または所有者
- ・申請期限 令和5年3月31日まで

<補助率・上限額等>

項目		補助率等	補助額・補助上限額
高断熱窓への改修（必須）		4/5	36万円/戸
高断熱ドアへの改修（必須）		4/5	32万円/戸
⑧	太陽光発電設備の設置（任意）	設置	[3kW以下の場合] 15万円/kW（上限45万円） [3kWを超える場合] 12万円/kW（50kW未満） [ただし3kWを超え3.75kW未満の場合] 一律45万円
	[上乗せ補助] 防水工事・架台設置（※1）	10/10	[防水工事] 18万円/kW [架台設置] 20万円/kW

※1 陸屋根の住宅へ太陽光発電設備を設置する場合に上乗せ補助

拡充

【詳細のお問い合わせ先・申請書提出先】

(公財) 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く。）の9時から17時まで

H P : https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor



- ①② 高断熱窓・ドア（既存住宅における省エネ改修促進事業） 電話：03-5990-5066
- ③ 蓄電池システム（家庭における蓄電池導入促進事業） 電話：03-6258-1510
- ④ V2H（電気自動車等の普及促進事業） 電話：050-3155-5646
- ⑤ 太陽熱・地中熱利用システム（熱と電気の有効利用促進事業） 電話：03-5990-5086
- ⑦ 太陽光パワーコンディショナ（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業） 電話：03-5990-5217
- ⑧ 賃貸住宅向け断熱改修（賃貸住宅省エネ改修先行実装事業） 電話：03-5990-5066

※ ⑥太陽光発電設備設置への補助については、各事業（エコキュート等設置の場合の太陽光発電設備への補助に関しては03-5990-5086）へお問い合わせください。

※ その他太陽光発電に係る一般的な内容などについては、ワンストップ総合電話相談窓口（03-5990-5236）をご利用ください。

